

## **【事案Ⅵ－２】災害障害共済請求**

・2020年7月29日 裁定審議適格性なし

### **<事案の概要>**

申立人は、2012年に発生した交通事故により怪我を負い、通院および後遺障害について災害障害共済金請求を行った。結果、後遺障害12級12号（10%）にて50万円、通院1日に対し5,000円の合計505,000円が支払われたが、申立人は後遺障害に対する支払内容を不服とし、後遺障害の支払割合100%（後遺障害共済金500万円）の追加支払を求め、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人が加入していた「交通災害共済」に基づき、2012年に発生した交通事故を原因とした後遺障害に対し支払割合100%と認め、障害共済金500万円（既払除く）を申立人に支払え、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由

事故後遺障害100%の支払を求める理由は以下のとおり。

- （1）交通事故により頸椎損傷を負っていること。
- （2）2019年に身体障害者1級にて手帳を交付されていること。
- （3）2012年7月～2016年3月まで仕事を休んでいること。
- （4）事故相手の自賠責に対し2015年7月23日付、2018年7月10日付、2020年3月28日付で時効中断申請を行い、2023年3月末まで時効中断となっていること。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する答弁

- （1）後遺障害診断書より、「左方水平位置まで挙上可能、主に左手指の開排、屈曲が弱い。片足立ち可能」と診断されている。
- （2）「脳損傷又は脊髄損傷等による障害の状態に関する意見書」より、せき髄を起因とする運動障害（筋力低下）および感覚障害（疼痛）を左上肢に認め、麻痺・失調の程度として左上肢と左下肢に軽微な感覚障害を認めると診断されている。
- （3）上記より、約款・事業規約における身体障害第12級の12号との認定に変更はなく、申出人の求める1級～3級（2.3.4）の支払割合100%には該当しない。

これにより申立人に対して支払うべき債務は存在せず、裁定申立てにおいても前

記認定を改めるべき新たな事実は認められていない。したがって申立人の請求は理由がなく速やかに棄却されるべきである。

### **<裁定の概要>**

適格性審査の結果、「事実認定が著しく困難な事項」に該当するため、裁定手続規則第16条第十号に基づき、裁定審議開始に係る適格性なしとし、手続を終了することとした。